

広島県告示第千十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、平成十九年広島県告示第千二百三十四号（土砂災害警戒区域等の指定）で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した区域のうち、次に掲げる区域の指定を解除する。

平成二十年十二月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称等

下地八六一四（四一八七）地区（急傾斜地の崩壊）

二 所在地

広島県広島市安佐南区沼田町伴地内